

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本務第1662号
令和5年11月14日
宮城県警察本部長

給与等口座振込実施要領の一部改正について（通達）

職員の給与の口座振込については、「給与等口座振込実施要領の一部改正について（通達）」（令和4年10月19日付け宮本務第1595号。以下「旧通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、この度、別添のとおり給与等口座振込実施要領の一部を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、旧通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 年末調整還付金の振込について、例月給与の振込方法によることとした。
- (2) 振込金額等の指定について、千円未満端数振込を廃止した。

2 施行期日

令和5年11月14日

3 留意事項

この通達の施行の際現に旧通達により提出された様式については、この通達により提出されたものとみなす。

給与等口座振込実施要領

1 趣旨

この要領は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号。以下「条例」という。）第23条の3の規定に基づく給与の口座振込及び電子情報処理組織による給与事務処理要綱（平成21年3月27日付け出会第503号。以下「要綱」という。）第18条の規定に基づく年末調整（再年末調整を含む。以下同じ。）による所得税の過納税額の還付金（以下「年末調整還付金」という。）の口座振込（以下これらを「給与等振込」という。）の実施に関し、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 振込対象給与

口座振込の対象となる給与は、電子情報処理組織により処理される次に掲げるものとする。

- (1) 例月給与
- (2) 期末手当及び勤勉手当
- (3) 要綱第19条の特例計算処理により支給される給与
- (4) 給与改定により支給される給与の差額

3 振込先金融機関

給与等振込の振込先に指定できる金融機関は、指定金融機関及び指定金融機関と為替取引がある金融機関とする。

4 振込口座

給与等振込の振込先に指定できる口座は、職員名義の普通預金口座又は当座預金口座とし、その数は2口座以内とする。

5 振込金額等

(1) 給与

給与の総支給額から所得税、住民税及び共済組合掛金並びに法律の定め及び条例第23条の2の規定に基づき控除することができるものの額を控除した後の金額（以下「控除後支給額」という。）とし、職員からの申出内容に従い、次に掲げる区分によりそれぞれ次に定めるところにより振り込むものとする。

ア 全額1口座振込

振込先の1口座に全額を振り込む。

イ 全額2口座振込

振込先の2口座のうち、一方の口座に指定する額（1万円単位の金額に限る。）を、他方の口座に指定する額を差し引いた後の金額を振り込むものとする。

ウ 残金1口座振込

振込先の1口座に、現金による受取額（1万円単位の金額に限る。）を差し引いた後の金額を振り込む。

エ 残金2口座振込

現金による受取額（1万円単位の金額に限る。）を差し引いた後の金額につ

いて、振込先の2口座のうち、一方の口座に指定する額（1万円単位の金額に限る。）を、他方の口座に指定する額を差し引いた後の金額を振り込む。

(2) 年末調整還付金

職員からの申出内容に従い、例月給与の振込方法により振り込む。

6 給与等振込の申出等

(1) 申出

給与等振込の開始、申出内容の変更又は中止を希望する職員は、電磁的方法（別に定める宮城県警察勤務管理システムを利用する方法をいう。以下同じ。）により、所属長に申し出るものとする。ただし、電磁的方法によることができないときは、給与口座振込申出書（別記様式。以下「申出書」という。）を所属長に提出するものとする。

(2) 振込口座の名義変更

振込口座の名義を変更する場合は、月の初日までに電磁的方法により所属長に申し出、その後、直ちに振込口座の名義を変更しなければならない。この場合において、電磁的方法によることができないときは、申出書を所属長に提出するものとする。

(3) 振込先口座の解約禁止

申し出た振込口座に給与等振込されている間は、当該振込口座を解約してはならない。

7 申出書の取扱い

(1) 所属長は、前記6-(1)のただし書及び6-(2)の後段の規定により提出された申出書の内容について、各所属給与事務担当者において速やかに電磁的方法により入力するものとする。

(2) 所属長は、前記(1)の規定による入力がなされないまま、申出書を提出した職員が異動した場合には、当該職員に係る申出書を異動先の所属長に速やかに送付するものとする。

8 給与等振込不能時等の取扱い

給与等振込が不能となる事由が発生した場合又は給与等振込が不適当な事由が発生した場合は、給与等振込を停止し、現金で支給するものとする。

9 退職者等の給与等振込

給与等振込を申し出ている職員が退職等により職員でなくなった場合は、その事由が生じた以前の給与及び年末調整還付金については、要綱第3条の規定にかかわらず、引き続き給与等振込を行うことができる。

別記様式

給与口座振込申出書

年 月 日

給与支払管理者様
(所属長経由)

給与の口座振込について、下記のとおり申し上げます。

年 月 から

申出者

所属名		フリガナ	
		氏名	
所属コード		職員番号	

A口座 (本人名義)

申出区分 (○で囲む。) 1 開始 2 変更 3 中止

金融機関・店舗のコード 及び口座番号	銀行等	金融機関コード	店舗コード	預金種目	口座番号 (-符号は省略し左詰のこと。)
					1 普通 2 当座
金融機関・店舗の名称		金融機関名・店舗名			
	銀行等	銀行 金庫 組合			支店 支所 出張所

B口座 (本人名義)

申出区分 (○で囲む。) 1 開始 2 変更 3 中止

金融機関・店舗のコード 及び口座番号	銀行等	金融機関コード	店舗コード	預金種目	口座番号 (-符号は省略し左詰のこと。)
					1 普通 2 当座
金融機関・店舗の名称		金融機関名・店舗名			
	銀行等	銀行 金庫 組合			支店 支所 出張所

振込申出内容

区 分 種 別	全額 一口座 振込	2口座全額振込 1口座指定額		現金受取額指定 残金口座振込		1口座と現金受取額指定 残金口座振込		
		口座	定額振込 (万円)	口座	現金受取額 (万円)	口座	定額振込 (万円)	現金受取額 (万円)
1. 例月給与 (年末調整還付金を含む。)								
2. 6月期末勤勉手当								
3. 12月期末勤勉手当								
4. 給与改定差額								

※ 変更申出の場合も、変更箇所だけでなく、すべての項目について記入してください。